

先端技術振興に向けた取組について

地方創生・先端技術振興対策特別委員会 資料2
令和8年(2026年)5月28日
商 工 労 働 部

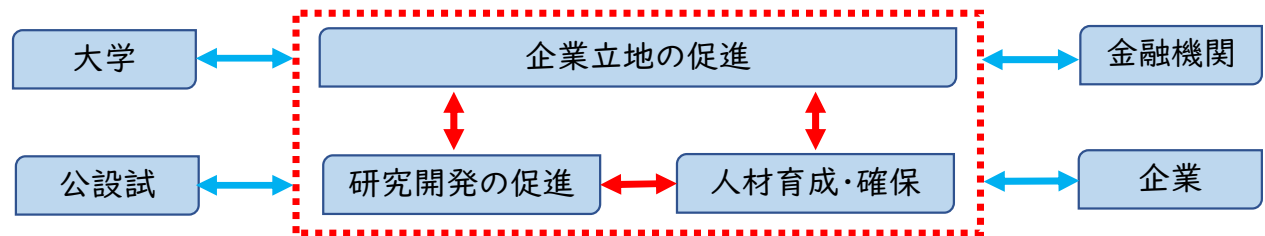
次世代をリードしていくための
企業活動を強力に推進!



成長産業
の創出



相互連携・好循環によるエコシステムの充実・強化



※国の動き(地域未来戦略等)も意識しながら、
成長産業となる可能性のある分野において、施策を重点的に展開

【企業立地の促進（第7条関係）】

目指す姿

- ・今後更なる成長が期待できる分野の企業立地を進め、「世界から選ばれる滋賀」の実現を目指す

ポイント

・産業用地の確保

滋賀県進出を検討する県外企業または増設や既存工場の建替等を検討する県内企業の用地を求めるニーズはあるものの、希望に合った産業用地がないため、開発や整備を推進

・企業との関係構築

県内企業の事業拡大や再投資を促進するため、県・市町の連携による企業との関係構築の強化が必要

実現手段

産業立地を推進する5つの柱 滋賀県産業立地戦略（令和6年3月策定）

企業との関係構築強化、
ワンストップサービスに
よる相談対応

産業用地の
確保

助成金・
税制優遇

企業ニーズを
踏まえた
人材確保・育成

インフラの充実

近江金石会の開催等

高島市、大津市、東近江市における
産業用地開発
産業用地確保への支援

重点8分野を対象とした
産業立地戦略推進助成金

【研究開発の促進等（第8条関係）】

目指す姿

- ・県内企業や大学の連携等による革新的技術や新製品の創出の推進
- ・地域経済活性化と成長産業の基盤形成

ポイント

- ・両者をつなぐ仕組み（役割）や事業化へのサポート体制の整備
- ・スタートアップ企業へのきめ細かい支援（伴走）

実現手段

- ・県内大学との関係強化によるさらなるシーズの発掘・活用
- ・新事業創出に向けた新たなオープンイノベーションの構築
- ・スタートアップの発掘育成支援、インキュベーション施設の活用
- ・公設試等での技術指導、最先端の試験機器の整備

【人材の確保・学習振興等（第9条、第10条関係）】

目指す姿

- ・成長産業への挑戦を可能にする人材の育成・確保
- ・小中学生、高校生、高専生、大学生、社会人のどの段階でも学びたいと思ったときに学べる環境の実現

ポイント

- ・人・資金・時間など様々な制限がある企業に、人材育成の重要性を感じてもらい、取り組みやすい仕組みとすることが必要
- ・学校・大学において、学習時間や指導可能な教員の確保が必要

実現手段

- ・イノベーション創出に向けたリスキリング支援
- ・公設試等での地域企業に対する技術指導の強化
- ・理系・モノづくり人材等の育成に向けた教育の充実

滋賀県企業立地および先端技術研究開発の促進等による成長産業振興条例に基づく関連事業について

① 企業立地の促進(第7条関係)

<優遇制度>

- ・産業立地戦略推進助成金 (産業立地課)
- ・地域未来投資促進法に基づく税制優遇等 (産業立地課)

<産業用地確保>

- ・高島市、大津市、東近江市における産業用地開発 (産業立地課)
- ・産業用地確保への支援(資金貸付、サポートチーム) (産業立地課)

<市町等と連携した企業との関係構築>

- ・近江金石会の開催等 (産業立地課)

② 研究開発の促進等(第8条関係)

<企業や大学等と連携した研究開発>

- ・大学への地域課題や新エネルギー、省エネルギーに関する研究に対する研究促進 (大学連携推進室)
- ・大学や中小企業等が行う成長分野(GX等)創出に向けた新技術開発・実証実験の促進 (イノベーション推進課)

<スタートアップの発掘、育成>

- ・産学官金による研究開発型スタートアップの発掘、育成 (イノベーション推進課)
- ・立命館大学BKCインキュベーション施設やテクノファクトリーへの入居支援 (イノベーション推進課)

<環境の整備>

- ・県内外の大学や企業の関係者等との連携の構築による新事業創出および競争力の強化 (イノベーション推進課)
- ・産業技術共創センターでの技術指導、成長産業分野(半導体、宇宙等)に対応する最先端の試験分析・評価機器の整備 (イノベーション推進課)

③ 人材の確保等(第9条関係)

<人材の確保>

- ・滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点におけるマッチング、兼業副業人材の活用 (労働雇用政策課)

<人材の育成>

- ・大学との連携による県内企業の技術者等を対象にした、成長分野(半導体、AI、宇宙等)への新規参入のためのリスクリング (イノベーション推進課)
- ・産業技術共創センターにおけるモノづくり技術力向上のための技術研修や機器利用講習会の実施 (イノベーション推進課)

④ 学習の振興等(第10条関係)

- ・滋賀県立高等専門学校の開設に向けた施設等の整備 (高等教育振興課)
- ・ICT関係のスキル・専門知識を備えた地域人材の育成等 (高等教育振興課、高校教育課)
- ・大学等との連携によるSTEAM教育、アントレプレナーシップ教育プログラムの開発等 (イノベーション推進課、高校教育課)
- ・研究活動等に取り組む中高生への支援等 (子ども若者政策・私学振興課、イノベーション推進課、高校教育課)
- ・県内の高校生を対象とした、探究活動を伴う海外留学の支援 (高校教育課)
- ・科学的な知識・技能や思考力・判断力・表現力を競う科学の甲子園ジュニア滋賀県大会の実施等 (幼小中教育課)

滋賀県企業立地および先端技術研究開発の促進等による成長産業振興条例【概要】

参考資料

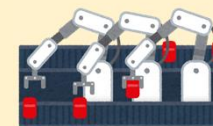
1 前文～役割(第1条～第6条)

- 前文：条例制定の背景などの明示
- 目的(第1条)：成長産業の振興
- 定義(第2条)：主要な用語の定義
- 基本理念(第3条)：本県の産業競争力の強化
- 責務・努力・役割(第4条～第6条)：県の責務、成長産業の事業者・大学等の努力、役割について明示

2 基本的施策

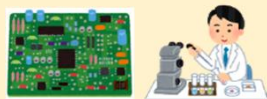
① 企業立地の促進【第7条】

- 県は、成長産業関連企業の立地を積極的に促進するため、以下の施策を講ずるものとする。
県は、これらの施策を講ずるに当たっては、成長産業関連企業の需要に的確に対応するよう努めるものとする。
 - ・必要な情報の収集、整理、分析および提供
 - ・成長産業関連企業に対する資金の供給の円滑化
 - ・相談体制の整備等
- 県は、成長産業関連企業の立地に必要な土地の確保に資するよう、土地利用の総合調整（土地の利用に当たって必要となる事項に係る総合的な調整をいう。）その他の必要な支援を積極的に行うものとする。



② 研究開発の促進等【第8条】

- 県は、大学等および成長産業の事業者が行う先端的な技術等に関する研究開発が成長産業の振興のための極めて重要な基盤となることに鑑み、以下の研究開発能力の強化に必要な施策を講ずるものとする。
 - ・大学等、成長産業の事業者等の連携の強化
 - ・研究開発の環境の整備に対する支援
 - ・必要な情報の提供等
- 県は、研究開発の成果の円滑な企業化を図り、経営の革新および創業を促進するため、必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。



③ 人材の確保等【第9条】

- 県は、専門的知識および技術を有する者ならびに主体的な取組および創意工夫を行う者が成長産業の振興に重要な役割を果たすことに鑑み、以下の成長産業を担う人材の確保、養成および資質の向上のために施策を講ずるものとする。
 - ・必要な情報の提供
 - ・大学等、成長産業の事業者等の交流の機会の提供等



④ 学習の振興等【第10条】

- 県は、子どもをはじめ広く県民が先端的な技術等に対する関心と理解を深めることができるよう、小学校、中学校、高等学校等における技術に関する教育の充実をはじめとする学校教育および社会教育における先端的な技術等に関する学習の振興ならびに先端的な技術等の重要性についての啓発に必要な施策を講ずるものとする。



3 国との連携協力～施策の実施状況の報告(第11条～第14条)

- 国との連携協力(第11条)、推進体制の整備(第12条)、財政上の措置(第13条)、施策の実施状況の報告(第14条)について明示